

# 広島市中央公園広場エリア プレイパーク 使用規約

広島市中央公園広場エリア使用受付事務局

〒730-0854 広島市中区土橋町 7-1

(株)中国新聞企画サービス内

Tel 082-299-6601 (平日 9:30~17:30)

Fax 082-294-0804

E-mail [park2@c-kikaku.co.jp](mailto:park2@c-kikaku.co.jp)

2024年6月版

## 1 はじめに

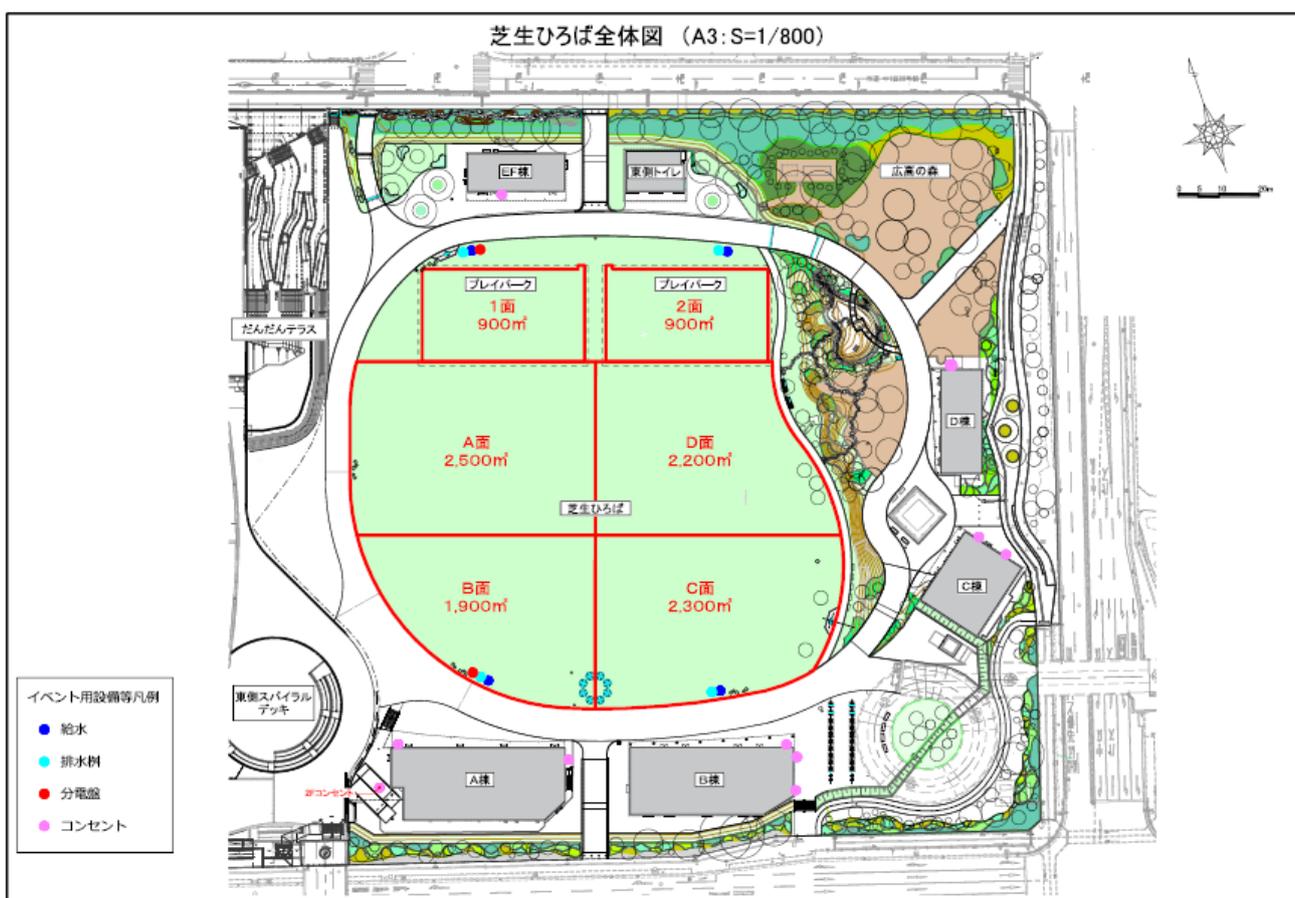
プレイパークは、広島市中央公園広場エリアの「芝生ひろば」の北側に位置するエリアです。このエリアでは、スポーツを楽しんでいただいたり、芝生の上にステージを建てたり、営業活動を行ったりすることができます。

以下に挙げる特例事項以外は、「広島市中央公園広場エリア使用規約」に準じます。

## 2 プレイパークの概要

### (1) 使用できる区域

- ・ 名称・面積は下図を参照



### (2) プレイパークの使用単位

- ・ 2つに区分けし1回の使用につき、1面単位での使用とします。1度に複数面の使用も可能です。

1面：プレイパーク西側のエリア (約 900 m<sup>2</sup>)

2面：プレイパーク東側のエリア (約 900 m<sup>2</sup>)

### 3 使用料

(1) 使用料

・1回の使用につき、1面、12時間あたりの使用料です。(税別)

区分	料金
出店、興行その他これらに類するもの	90,000円
競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	18,000円
営利を目的とする場合(2倍)	36,000円
営利を目的としないで入場料等を徴収する場合(1.5倍)	27,000円

※使用料の単価は、その他芝生ひろばエリアの使用料に基づきます。

(2) 使用料の減免

公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために使用した場合でも、減免対象となりません。

(3) 電気設備、水道設備の使用料

メーター確認による実費を請求します。

### 4 使用の条件

- (1) 芝生ひろばで禁止とされている「販売等営業を目的とするもの」「芝生を傷めるような設置物」「芝生を傷めるような本格的なスポーツ競技等」「芝生上への車両の進入、設置」は、プレイパークでは行うことが可能です。ただし、使用内容によってはお断りする場合があります。
- (2) スパイクの使用は禁止します。
- (3) 著しく芝生を傷める行為、設置物は禁止します。
- (4) 芝生上に工作物を設置する場合は芝生の陥没防止のためコンパネを敷くなど面による保護をしてください。通路、足元等はマット等で養生を行い、極度の損傷を防止してください。
- (5) 雨天時の使用は特に芝生を損傷しやすいため、降雨が予想される場合は、事務局からの対策の指示に従ってください。
- (6) 公園の一般使用者の迷惑となる行為、公園周辺の住宅や近隣施設等の迷惑となるような大きな音を発生させる行為は禁止します。

### 5 使用申込の変更・キャンセル

(1) 使用申込の変更・キャンセル

・使用申込の変更、またはキャンセルをする場合は、使用申込変更・取り下げ申請書(様式9)を提出してください。キャンセル料は次の通りとします。

使用許可書発行日から 使用開始日の3カ月前まで	1カ月前まで	それ以降
(使用料金の) 0%	50%	100%

以上